（取戻しに関する計画の承認の申請）

第十一条　法第五十五条の九第二項の廃炉等積立金の取戻しに関する計画の承認を受けようとする者は、廃炉等積立金の取戻しを行おうとする事業年度開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した別記様式一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　廃炉等の実施時期

二　廃炉等の実施内容

三　取り戻そうとする廃炉等積立金の額及び算定根拠

四　取り戻そうとする事業年度の前年度の廃炉等積立金の残高

五　取戻しの理由

2　経済産業大臣は、前項の申請をした者に対し、同項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　経済産業大臣は、その申請が廃炉等の適正かつ着実な実施に支障がないものと認めるときは、これを承認するものとする。

4　経済産業大臣は、前項の承認をしたときは、速やかに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

（区分経理の方法）

第十二条　法第五十八条の二の規定により整理する廃炉等積立金に係る経理は、一般の経理と区分し、廃炉等積立金を積み立てた廃炉等実施認定事業者ごとに、それぞれ貸借対照表勘定及び正味財産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて整理しなければならない。

（検査職員の身分証明書）

第十三条　法第五十五条の十第一項及び第三項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式二によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の二）	第一章　総則（第一条―第三条の二）
第二章　固定資産勘定	第二章　固定資産勘定
第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）	第一節　電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）
第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）	第二節　電気事業固定資産の価額（第六条―第十一条）
第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）	第三節　資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）
第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）	第四節　電気事業固定資産の除却（第十四条―第二十条）
第五節　雑則（第二十一条―第二十八条）	第五節　雑則（第二十一条―第二十八条）
第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）	第三章　貯蔵品勘定（第二十九条―第三十四条）
第四章　特定原子力施設炉心等除去引当金勘定（第三十四条の二）	［新設］
第五章　特定原子力施設炉心等除去準備引当金勘定（第三十四条の三・第三十四条の四）	［新設］
第六章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）	第四章　費用勘定（第三十五条・第三十六条）
第七章　消費税等（第三十七条）	第五章　消費税等（第三十七条）
第八章　雑則（第三十八条・第三十九条）	第六章　雑則（第三十八条・第三十九条）
附則	附則